

社会福祉  
法人 伊達市社会福祉協議会 職員等旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の理事、監事及び評議員等（以下「理事等」という。）並びに職員が社協用務のため旅行する場合に支給する費用弁償及び旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 理事等及び職員が社協用務のため出張した場合、当該理事等及び職員に対し、旅費（理事等のうち非常勤のものについては費用弁償。以下同じ。）を支給する。

2 理事等が理事会、評議員会及び委員会並びに監査等（以下「理事会等」という。）に出席した時は、別表1により費用を弁償することができる。ただし、会長（その職務を代行する副会長を含む。）が本市内において社協用務（理事会等への出席は除く）を遂行する場合に支給する費用弁償（交通費を含む。）の額は、本規定にかかわらず、1日につき2,000円とする。

(出張命令)

第3条 出張は、理事等は会長、事務局長及び支所長は常務理事、職員については事務局長の発する旅行命令によって行わなければならない。

(準用規定)

第4条 旅費の支給は、別に定めるものを除き、伊達市職員等旅費条例（平成18年2月10日条例第2号）に準じてこれを支給する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年7月31日から施行する。

この規程は、平成17年2月28日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(社会福祉法人伊達市社会福祉協議会役員等実費弁償支給規程の廃止)

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会役員等実費弁償規程（平成18年3月29日）は、廃止する。

別表1 理事会等出席時費用弁償（往復）

居住地域区分	費用弁償額	居住地域区分	費用弁償額
黄金	800円	長和	400円
稀府	480円	有珠	600円
関内	440円	大滝	1,800円

上記、交通費実費に係る費用を弁償するほか、出席した理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員には、1日につき、1,000円の日当を支弁する。